

初診・再診にかかる特別の料金 (保険外併用療養費)の金額変更について

今年度の健康保険法改正により、外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、特定機能病院及び一般病床 200 床以上の地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関を受診する場合で、他の保険医療機関等からの紹介状を持参されない場合に徴収することが義務付けられている「初診・再診にかかる特別の料金」の金額が見直されることになりました。

当院においては、2022 年 10 月 1 日から下表の金額を徴収させていただきます。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

	2022 年 9 月末まで	2022 年 10 月 1 日から
初診の場合	5,500 円(税込)	11,000 円(税込)
再診の場合	2,750 円(税込)	5,500 円(税込)

* 歯科・口腔外科は健康保険上、医科(内科等他の科)とは別の扱いになりますので、それぞれでご負担いただきます。

* この金額は各病院によって異なります。

上記金額をご負担いただいた場合、保険診療の一部負担額から次の金額を控除させていただきます。

	3 割負担の方	1 割負担の方
初診の場合	600 円	200 円
再診の場合	150 円	50 円

* 歯科・口腔外科の再診の場合は、3 割負担で 120 円、1 割負担で 40 円の控除となります。

2022 年 8 月 8 日

川崎医科大学附属病院 病院長